

従業員各位

2021年1月14日
株式会社 総合鑑定調査
代表取締役 小森 洋志

新型コロナウイルス（COVID - 19）に関する対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、当社として以下の基本方針および具体的方針を決定しました。ご確認ください。

《基本方針》

クライアント、及び従業員の健康と安全を優先した対応を前提とした上で、しっかり体制を整えたいと考えております。感染に無頓着でいると私たち自身が加害者になり得るという自覚をもって対応にあたってください。また、万一社内で感染者が出ると事務所の一時閉鎖など、自社は勿論、周囲にも大きな影響を与えてしまう危険性を認識した上で、各自慎重に対応ください。

《具体的方針》

1. クライアント等との打合せ及びマスクの着用について

クライアント等との打合せについては、当面は先方にご理解を頂いた上で出来る限りWeb等の通信を活用した打合せを行うようにしてください。諸々の事情によりWeb等の打合せが困難な場合でも、対面での打合せの可否についてクライアント等に確認の上、対面打合せ時には極力マスクを着用するように努めてください。

2. 出勤について

(1) 体調不良、発熱・咳等、味覚聴覚障害等の症状が発生している場合は出勤をせず、会社（上司）に発熱の状況等を報告の上、会社（上司）の許可が下りるまで自宅待機にて静養をしてください。報告を受けた者は速やかに総務経理課にその状況を報告してください。

自宅待機の翌日については、当日の体調を上司に報告の上、出社の許可が得られた場合のみ出勤をしてください（この場合も時差出勤でお願いします）。少しでも体調に異変がある場合は、無理に出勤をすることがないように努めてください。

(2) 症状が改善しない場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が

ある場合には、原則としてかかりつけ医に相談をし、かかりつけ医等を持たない場合や相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センター又は電話相談体制を整備した医療機関へ電話相談をしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#jusinnsoudann>
受診相談センター 052-249-3703（例：名古屋市）

- (3) 当面、時差出勤（早出8:00～、遅出10:00～）の運用を継続します。この時差出勤の運用は、コロナウイルス感染が落ち着くまで継続します。したがって、時差出勤を解除する際は、会社から改めて連絡をしますので、それまでは特段の指示があるまで継続するものとお考えください。

3. 不要不急な外出は回避してください。

プライベートの場合であっても感染リスクの高い場所への外出は控えて下さい（例：カラオケ、ナイトクラブ、パチンコ、大人数での会食・懇親会、知人の結婚式等）。

4. テレワークについて

週3日程度を目安に全社的にテレワークを導入します。テレワークの具体的な実施方法等についてはテレワーク規定を確認してください。

5. 従業員の陽性が判明した場合について

従業員から、陽性が判明したとの連絡があった場合は、その情報を速やかに社内共有し、当該従業員と接触があった顧客、協力会社等へ速やかに連絡を致します。同時に、保健所及びビルオーナーに連絡をし、指示を仰ぐものとします。この場合、数日程度は臨時休業になることが想定されます。

また、陽性が判明した従業員については、原則として、診断日から連続する14日間は出社停止の措置を取りますのでご了解ください。

6. クライアントへの今後の対応について

当社としてはクライアントに対して、万一、従業員の陽性が判明した場合や濃厚接触等によりクライアント等に感染の恐れが生じた場合には、クライアントや従業員の健康、生命の安全を確保する観点から現行業務の納期等について御相談をさせて頂く場合があることを周知してまいります。

今後、状況を見ながら臨機応変に会社としての対応の詳細を決めていきます。現場で困ったことがあれば、いつでもご相談してください。

以上